

# 公式試合に係る「施設賠償責任保険」加入依頼書

〈加入依頼日〉 年 月 日

公益財団法人日本高等学校野球連盟 御中

取扱代理店：朝日新聞総合サービス株式会社  
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

【加入者兼記名被保険者☆】

ご加入時の確認事項確認印兼用

高等学校野球連盟



## 【ご加入時の確認事項】

私は自分が保険契約者である団体の構成員であることを確認のうえ、以下のとおり加入を依頼します。また裏面記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容を確認のうえ、同意します。

## 1. 保険期間

2026年3月20日午前0時 ～ 2026年11月30日午後4時まで

## 2. 申込内容

(1) 加入タイプに○印を付けてください。[1 試合あたりの保険料]

( ) タイプ1 [620円] ( ) タイプ2 [810円] ( ) タイプ3 [1,060円]

(2) オプションの加入有無

( ) オプションに加入する (180円) ( ) オプション加入しない

(3) 公式試合数・保険料をご記入ください。

試合数☆ 〔昨年度通算試合数+今年度のみ行う大会の試合数 昨年度のみ行われた試合で、すでに昨年度保険料をいただいている試合数は除く。〕	試合	
	硬式 試合	軟式 試合
軟式野球公式戦を合わせてご加入される場合☆		
(1) 施設賠償責任保険料 (1 試合あたりの保険料×試合数)		円
(2) オプション保険料 (1 試合あたりの保険料×試合数)		円
(1) + (2) 合計保険料		円

## 3. 他の保険契約等

★告知事項申告欄 告知事項申告欄	1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか(過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	★他の保険契約等(※)	<input type="radio"/> あり	会社名	保険等の種類
	2. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか(過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ		<input type="radio"/> なし	満期日	支払限度額(保険金額)
	3. 上記1～2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実の具体的な内容を記入			(※) 共済契約を含みます。		

※ご加入の際は、『公式試合に係る「施設賠償責任保険」加入依頼書』、『加入依頼書別紙』にご記入・ご捺印の上、保険料算出基礎数字である前年度の試合数を確認できる公表資料・客観的資料をあわせてご提出ください。到着後、保険料をご案内させていただきます。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

## 個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))をご参照ください。